令和3年玄海町議会定例会4月会議会議録

招集年月	令和3年1月7日(木曜日)											
招集場所	玄海町議会議場											
開閉会日	輔·開議 令和3年4月16日午前10時03分						議	長	上月	日利	治	君
時	令和3年4月16日午前10時39分											
及び宣	散会							長	上 田 利			君
告												
応 (不応) 招議	議席			H	出席	議席	rt.	Į.		ь	出	席
員及び出席並び	番号			名	等の別	番号	氏			名	等の別	
に欠席議員	1 小	Щ	善 照	君	0	2	ЩЕ	コ 寛	敏	君		
〇 出 席	3 宮	俯 ;	吉 輝	君	0	4	井 _	Ŀ I	三旦	君		
× 欠 席	5 池	田	道夫	君	0	6		欠	番			
× 不応招	7 友	田	国 弘	君	0	8	中上	山 昭	3 和	君)
出席9名		•										
欠 席 0名	9 岩	下:	孝 嗣	君	0	10	上月	日利	」治	君)
会議録署名議員	9番	岩	十	孝昌	司君	1	番	小	山	善月	照	ŀ 1
	町	長	協 山	伸え	太郎 君	副	町 長	西		立	也	君
地方自治法第	教育	長	中島		行君	総務	課長				男	君
121条第1項に	防災安全課長 住民課長兼会計管理 者 農林水産課長		加納	晴	美君	企画商	所工課長		高	大	助	君
より説明のため			協 山	和	彦君	健康福	ā祉課長			ふ	み	君
出席した者の職			,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	善善	正君	まちつ	がくり課			大	造	君君
氏名			治 木		之 君		長	中		昌	直	君君
	生活環境課長		+H /I	1-47	~ 4	教育課長			Щ	□	ъ.	7
職務のために議												
場に出席した者	事務局	引 長	熊	本	秀樹	議会事	事務局主	查	松	本	辰	範
の氏名												

令和3年玄海町議会定例会4月会議議事日程(第1号)

令和3年4月16日 午前10時03分再開(開議)

日程1 会議録署名議員の指名について

日程2 会議期間の決定について

日程3 報告第3号 専決処分の報告について(玄海町税条例等の一部を改正する条 例の制定について)

日程4 議案第24号 町営住宅新田第1団地内部改修工事請負契約について

日程 5 議案第25号 令和 3 年度玄海町一般会計補正予算 (第 1 号)

午前10時3分 再開(開議)

〇議長(上田利治君)

改めまして、おはようございます。ただいまの出席議員は9名であります。定足数に達しておりますので、これより令和3年玄海町議会定例会4月会議を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程に入るに先立ち、諸般の報告を職員にさせます。

〇議会事務局長(熊本秀樹君)

報告いたします。

本定例会4月会議に、報告1件、契約1件、補正予算1件が町長から提出されております。 以上でございます。

〇議長(上田利治君)

本日の議事日程につきましては、あらかじめお手元に配付しております議事日程表によって御了承方お願いいたします。

日程1 会議録署名議員の指名について

〇議長(上田利治君)

日程1.会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第108条の規定により、9番岩下孝嗣君、1番小山善照君を 指名いたします。

日程2 会議期間の決定について

〇議長(上田利治君)

日程2.会議期間の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。本定例会4月会議の会議期間は、本日4月16日の1日間としたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上田利治君)

御異議なしと認めます。よって、本定例会4月会議の会議期間は、本日4月16日の1日間とすることに決定いたしました。

日程3 報告第3号 専決処分の報告について(玄海町税条例等の一部を改正 する条例の制定について)

〇議長(上田利治君)

日程3. 報告第3号 専決処分の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。脇山町長。

〇町長 (脇山伸太郎君)

おはようございます。お忙しい中に4月会議に御参集いただきまして、誠にありがとうご ざいます。

それでは、報告第3号 専決処分の報告につきまして御説明を申し上げます。

町長の専決処分に関する条例第6号の規定により、専決処分をさせていただいておりますので、地方自治法第180条第2項の規定により、これを報告するものでございます。

専決処分の内容でございますが、玄海町税条例等の一部を改正する条例の制定についてで ございます。

専決理由及び改正内容といたしましては、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、玄海町税条例について所要の改正をしております。

改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症による社会経済活動への影響を踏ま え、土地に係る固定資産税の負担調整措置の延長などの改正を行っております。

以上で報告を終わります。

日程4 議案第24号 町営住宅新田第1団地内部改修工事請負契約について 〇議長(上田利治君) 日程4. 議案第24号 町営住宅新田第1団地内部改修工事請負契約についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。脇山町長。

〇町長 (脇山伸太郎君)

議案第24号 町営住宅新田第1団地内部改修工事請負契約につきまして提案理由の御説明 を申し上げます。

令和3年3月30日、指名競争入札に付した町営住宅新田第1団地内部改修工事請負契約について、次のとおり請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号の規定、及び議会の議決に付すべき契約及び財産の所得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

- 1、契約の目的としましては、令和3年度社会資本整備総合交付金町営住宅新田第1団地 内部改修工事でございます。
 - 2、契約の方法は、指名競争入札による契約でございます。
 - 3、契約金額は、143,000千円でございます。
- 4、契約の相手方は、佐賀県東松浦郡玄海町大字長倉926番地1、株式会社岸本組玄海支店、取締役支店長、八島徳男でございます。
- 5、工期につきましては、着工が議会議決の日以降で町が指定する日から成工は令和4年 3月18日までとしております。
 - 6、支出科目は、一般会計、8款土木費、4項住宅費でございます。

また、この工事の入札参加事業者につきましては、計4社の入札参加がありました。会社 名としましては、1、株式会社岸本組玄海支店、2、唐津土建工業株式会社、3、株式会社 太田工務店、4、株式会社創建の計4社でございました。

今回の落札額は、税抜きで130,000千円でございます。

なお、予定価格に対する落札率は96.58%でございます。

以上で説明を終わりますが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をいただきますよう にお願い申し上げます。

質疑内容につきましては、担当課長に答弁させていただきます。よろしくお願いします。

〇議長(上田利治君)

これより質疑に入ります。宮﨑吉輝君。

〇3番(宮﨑吉輝君)

改修工事の具体的な内容、概要についての説明をお願いしたいと思います。

〇議長(上田利治君)

中村まちづくり課長。

〇まちづくり課長(中村大造君)

おはようございます。それでは、新田第1団地の内部改修工事の概要について御説明申し上げます。

まず、新田第1団地は全部で16戸ございまして、現在の間取りは4畳半の和室が2部屋、 6畳の和室が1部屋、それと、6畳の洋室が1部屋、また、台所、洗面、脱衣所、風呂と便 所があり、いわゆる4Kの間取りとなっております。

今回の改修工事主なものにつきましては、まず、4畳半の和室1部屋と6畳の和室を畳からフローリングに替えて洋室に改修いたします。

すみません、資料のナンバー3のほうを御覧いただきながらお願いします。

次に、台所、洗面、脱衣室の床の張り替えと玄関ドアのほか、東面のサッシ建具、これは 東面といいますのはまいづるナイン側でございます。ちなみに、西側につきましては、これ はみらい学園側でございますが、平成9年に一度改修をしております。そのほか、台所のコ ンロ台、流し台、水切り棚及び換気扇、また、洗面脱衣室の洗面台の取替えをいたします。 それから、風呂はユニットバスに改修し、便所は新しい洋式便器に取替えをいたします。ま た、給湯器を設置いたしまして、流し台、風呂、洗面台を三点給湯といたしまして、また、 電気配線及び給排水管、汚水管は全て更新をいたします。また、そのほかインターフォンの 取替えや玄関、流し台上、便所等の照明を白熱灯、蛍光灯からLED照明へ取替えをいたし ます。

以上が改修の主な概要となります。

〇議長(上田利治君)

宮﨑吉輝君。

〇3番(宮﨑吉輝君)

今説明を受けましたけれども、みらい学園側のほうのアルミサッシはもう既に替えたというお話ですね。今回はまいづるナイン側、東側のほうのアルミサッシ関係、窓関係を全部やり替えられるということですけれども、去年外装塗装をされて今回サッシを取り替るとなる

と、一部また壁を壊したりするところが出てくると思うんですけど、そうなった場合、また 塗装を部分的にするというような格好になるんでしょうか。

〇議長(上田利治君)

中村まちづくり課長。

〇まちづくり課長(中村大造君)

宮崎議員の御質問ですけれども、アルミサッシの取替えと申しますのは、既存の額、外側のほうは替えませんで、それにはめ込むようなやり方でいたしますので、外壁の塗装等には影響はございません。

以上です。

〇議長(上田利治君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上田利治君)

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上田利治君)

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第24号 町営住宅新田第1団地内部改修工事請負契約については、原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

〇議長(上田利治君)

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

日程 5 議案第25号 令和 3 年度玄海町一般会計補正予算 (第 1 号)

〇議長(上田利治君)

日程 5. 議案第25号 令和 3 年度玄海町一般会計補正予算(第1号)を議題といたします。 提案理由の説明を求めます。脇山町長。

〇町長 (脇山伸太郎君)

それでは、提案しております議案について提案理由の説明を申し上げます。

令和3年度一般会計の補正予算が1件でございます。

議案第25号 令和3年度玄海町一般会計補正予算(第1号)は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ11,800千円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を8,051,800千円とするものでございます。

まず、歳入補正予算としましては、14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金11,800千円の増額は、新型コロナウイルス感染拡大により大きな影響を受けました地域経済や住民生活を支援する目的の下、地方創生に取り組む事業に対し補助を受けるものでございます。

次に、歳出補正予算を御説明いたします。

7款商工費、1項商工費、2目商工振興費11,800千円の増額は、歳入で説明しました国庫補助金を活用し、玄海町飲食業緊急支援事業として新型コロナウイルス感染拡大による影響を大きく受けた飲食店の経営を支援するため計上するものでございます。

一定の売上げのある飲食店の令和2年の所得税等の申告に基づき、1事業者200千円から 1,000千円の支援金を支給するものでございます。

以上、提案の理由を申し上げましたが、どうか御審議の上、原案どおりの御決定をお願いいたします。

なお、質疑については担当課長から答弁させていただきます。

〇議長(上田利治君)

これより質疑に入ります。小山善照君。

〇1番(小山善照君)

おはようございます。飲食店さんを支援するということでいいことだとは思います。それで、国のほうから11,800千円、約12,000千円ほどが補助ということで出るようですが、玄海町の飲食店さんに対して、この12,000千円というのは適正な価格だったんでしょうか。国あたりからこれで支援してくださいというような話でこの金額に決まったんでしょうか。

〇議長(上田利治君)

日高企画商工課長。

〇企画商工課長(日高大助君)

おはようございます。小山議員の御質問に対して御答弁申し上げます。

国のほうから飲食業に対してこの金額で支援をしてくださいというようなことがあったか

という内容かと思いますが、今回、飲食業関係に支援をいたしますこの財源といたしましては、昨年度、国の3次補正で玄海町に配分されました28,332千円を原資としまして支援をするものでございます。そのうち5,000千円につきましては、昨年度、水産物販売促進緊急支援事業に充当をいたしております。今年度に繰り越した金額が23,332千円ということで、今年度コロナ対策に使っていきたいということで考えておりました。今回、そのうちの11,800千円を使いまして飲食業関係の支援をやりたいということで計上をさせていただいているものでございます。

〇議長(上田利治君)

小山善照君。

〇1番(小山善照君)

原資の話は分かりました。要はまだ23,000千円繰り越した分の中から、さらにほぼ12,000 千円ほどの金額で支援をしたいということですよね。残りの11,000千円ほどは次の何かの折 の支援にちょっとプールしておきたいというような考え方でよろしいんでしょうか。

〇議長(上田利治君)

日高企画商工課長。

〇企画商工課長(日高大助君)

今回、飲食業関係を支援するということで11,800千円が積算したところ支援する金額の総額ということで予算として計上いたしましたので、そのほかのあと残額ですね、11,532千円につきましては、今後の状況に応じて、いろんな要望とか、そういうのが上がってくるかと思いますので、またこれからの町が行うコロナ対策に使用していく予定としております。

〇議長(上田利治君)

小山善照君。

〇1番(小山善照君)

分かりました。

それで、今別添えの説明資料として手元にいただいております。先ほど町長のお話の中でもありましたように、確定申告等々の様子を見て金額を決めたというお話だったんですが、通常の月間売上げが法人で200千円以上、個人で150千円以上、今後も事業を継続していく意思があることというのが大きな要件になっておるようですが、今お話を聞いていた分では、この法人200千円以上、個人150千円以上というのは、町の裁量で決められた金額なんでしょ

うか、それとも、国あたりからの支援金の中にこういう条件のところで補助してくださいと いうような縛りがあったんでしょうか。

〇議長(上田利治君)

日高企画商工課長。

〇企画商工課長(日高大助君)

予算書に添付しております説明資料のほうですが、この中に対象要件といたしまして、先ほど小山議員おっしゃられました通常の月間売上げが法人200千円以上、個人150千円以上ということで、これ以上の平均で売上げがあることということで規定をしておりますが、これにつきましては、国のほうからこういうふうな基準でということではなくて、今回、飲食業関係を支援するに当たりまして考えましたのは、やはり最低限この金額でも飲食業だけで生活をしておられるというにはちょっと少ないかなという感じもするんですが、このくらいの売上げが最低ないとこの飲食業で生計を立てられているというのはちょっとなかなか考えにくいかなということで、やはり飲食業で生計を立てられている方を支援したいということで、今回こういうふうな基準を一定設けております。

〇議長(上田利治君)

小山善照君。

〇1番(小山善照君)

分かりましたが、これは確定申告等々で各店舗さんや個人さんの経済状況というのを把握して、この程度以上の業者さんを対象にということ。いずれどっかで線は引かんといかんのだろうとは思いますけれども、これが町独自の裁量で金額が決められるんだったんなら、この辺はもう少し下げるといいますか、ゆとりを持ってもっと低い設定もできたんじゃないかと思うんですけれども、実際この支援事業の対象になるような飲食店さん、個人さんも含めて何件ぐらいおられるんでしょうか。

〇議長(上田利治君)

日高企画商工課長。

〇企画商工課長(日高大助君)

今回予算計上に当たりまして積算を想定しております事業者につきましては、24事業者を 想定いたしております。

〇議長(上田利治君)

小山善照君。

〇1番(小山善照君)

この24業者さん、先ほどお伺いしました。この方たちは今言った200千円以上、個人の150 千円以上ということにほぼほぼ含まれてしまわれるんですかね。

〇議長(上田利治君)

日高企画商工課長。

〇企画商工課長 (日高大助君)

お答えいたします。

要件として法人200千円以上、個人150千円以上ということで規定をしておりますが、先ほど申しました24事業者につきましては、ほぼほぼこれ以上、売上げとしましてはもっとあるんではないかと考えております。

〇議長(上田利治君)

小山善照君。

〇1番(小山善照君)

せっかくこういう支援事業があって救われる方、仮に救われない方が出ないということを 私たちは望むわけですよね。結局、これは個人さんといいますか店舗さんあたりは申請を出 されんと事が進まんということですよね。24業者さんを全て行政のほうで把握して支援しま しょうという話ではないんですよね。

〇議長(上田利治君)

日高企画商工課長。

〇企画商工課長 (日高大助君)

今回の事業につきましては、議員おっしゃられますとおり、あくまでも申請事業でございまして、対象要件としまして、先ほどから申しております月間の売上げが法人200千円以上、それから、個人150千円以上ということが一つの要件。それと、今後も事業を継続していく意思があることということで、この要件に合致すると思われる事業者のほうから申請をしていただきたいということで考えております。

〇議長(上田利治君)

小山善照君。

〇1番(小山善照君)

この24業者さんが全て申請されるかどうかは今のところ分からないかとは思うんですけれども、件数が24件ほどですので、例えば、各店舗さんの把握はできてあると思うんですよね。その中で、例えば、Aさんは申請を出されました、Bさんは出されていない。こういうときにわざわざ行政のほうからBさんどうすると聞くようなことはないのかもしれませんけれども、件数だけ見ればそういうことを尋ねてあげるというのも一つ手じゃないかとは思うんですよね。お手間ちゃ手間なんでしょうけれども、どうですか、その辺までお考えですか。

〇議長(上田利治君)

日高企画商工課長。

〇企画商工課長(日高大助君)

玄海町につきましては、店舗数も把握できる程度でございますので、まずは商工会とか、 飲食業組合通じて周知をしまして、それから、ホームページ、広報誌、ケーブルテレビ等で 周知を行いましてやっていきたいと思いますが、どちらにしても支援額の一番下に記載して おりますように、対象要件に該当をいたしますれば、所得売上げが下がっていなくても200 千円は支援をしたいということでしておりますので、考えられるところが上がってきていな いようであれば、こちらから声かけもやっていきたいと考えています。

〇議長(上田利治君)

小山善照君。

〇1番(小山善照君)

緊急支援事業ということで店舗数も限られておるということですので、やはりさっき課長が答弁されたようなところまではやっていったほうが漏れがなくて助かる人も多くなっていいことじゃないかと思います。

それで、支援額の金額もここに載っておりますが、ちょっと私ぴんとこなかったのが一つ あるんですが、売上げによるものと所得によるもので、1、2以外。1、2以外というのは、 先ほど課長が最後答弁されよった方たちが含まれてくるのかなと思うんですけれども、この 売上げと所得で分けられた理由をちょっとお伺いしたいんですが。

〇議長(上田利治君)

日高企画商工課長。

〇企画商工課長(日高大助君)

今回、支援額といたしまして、まず、売上げによるものということで申告による前年対比

の売上げが下がっている方につきましては、減少額の9割、上限額が500千円まで支援したいということで、まず、こういうふうなコロナの状況になってお客さんが来られないということであれば、まず売上げが下がるということで考えて、こういうふうな支援が必要と考えて今回するものでございますが、その次の所得でございますが、これにつきまして申告による前年比所得の減少額の9割、上限額1,000千円までということで考えておりますが、まず売上げが下がって、売上げが下がれば経費も下がるんですが、生活に直結するところは所得が下がると、結局使っていけるお金が下がってくるということで、売上げが下がるよりも所得が下がるほうが厳しいということで所得によるものをさらに上乗せして上限1,000千円まで支援をしたいと考えているところでございます。

〇議長(上田利治君)

小山善照君。

〇1番(小山善照君)

分かりました。

それで、売上げと所得が別っこ立てであるということは、申請される方がどちらで申請されるのか、これはもう申請者の方の裁量ということなんでしょうか。

〇議長(上田利治君)

日高企画商工課長。

〇企画商工課長(日高大助君)

申請の際に前年比どれぐらい下がっているかという資料を添付していただくようになりますので、まず売上げが下がったら1番に該当する。さらに、所得も下がっておれば2番のほうに該当するということで、そこはどちらにといいますよりもその有利なほうで申請をしていただく、こちらもそこは確認ができますので、こちらのほうに該当しますということで申請を受け付けるようになるかと思います。

〇議長(上田利治君)

小山善照君。

〇1番(小山善照君)

じゃ、その申請の書類が出たときに行政さんのほうが見て、これだったらこっちのほうで 申請されたがいいですよ、こっちがいいですよという、そこまでの指導をなさっていただく ということですね。それはよろしいことだと思います。 それで、先ほど11,000千円ほどの予算の残りが出ると。これは他業者さんの支援等に使うためにちょっと残しておきたいというお話だったと思うんですが、今現在、コロナ禍の進捗状況によって考えられるんだろうとは思いますけれども、今の状況の中で他業種さんあたりへの支援というのはお考えなんでしょうか、それとも、それはまだちょっと検討中だということなんでしょうか。

〇議長(上田利治君)

日高企画商工課長。

〇企画商工課長(日高大助君)

今回の飲食業緊急支援事業を予算計上する際に、そういうところも検討をいたしました。 それで、商工会等にも話を聞いたところでございますが、商工会もなかなかそういう現状厳 しいとか、そういうふうな声がなかなか入ってきておらず、商工会もどの程度困窮されてい るのかというのがつかみ切れていないということでございますので、そこらあたりは今後私 どもも情報収集をしながら、支援の必要があれば、今後検討をしていきたいと考えておりま す。

〇議長(上田利治君)

小山善照君。

〇1番(小山善照君)

結局、今の全国的な状況を考えれば改善に向かう兆しというのがまだ見えてこない状況ですよね。その中で、やはり補助ということになっていけば、二の矢、三の矢ということになっていくんじゃないかと思います。そういうところを含んでいただいとって、実情に合った支援事業というのを随時考えていっていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

議長、以上です。

〇議長(上田利治君)

脇山町長。

〇町長 (脇山伸太郎君)

先ほど課長の答弁に付加といいますか、企画商工課ですので、商工関係しかちょっと今担当していませんので、農業、JAですね、あとJF漁協、そちらのほうもコロナの状況でいるいろ要望等があれば、その対策は考えております。まだ詳しく伺っておりませんので、そ

ういった状況に応じて対応はしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〇議長(上田利治君)

ほかにございませんか。岩下孝嗣君。

〇9番(岩下孝嗣君)

この基準日ですね、何年の何月から何月までを基準にして、対象はいつからいつまでする のか、それをちょっとお知らせください。

〇議長(上田利治君)

日高企画商工課長。

〇企画商工課長(日高大助君)

基準は前年の、そこにも記載をしておりますが、新型コロナウイルスの影響が少ない直近の期間の確定申告における飲食業での毎月の売上げ、または月額平均売上げということで書いておりますので、確定申告を出していただいて写しでございますが、そこでどのくらいコロナの影響がある前の申告書と今回の申告書と比較をしまして、そこで判断をしていきたいということで考えております。

申請期間でございますが、議会終わりまして来週早々から受付を行いたいと思いますが、 法人さんの方につきましては、申告といいますか、決算の時期がずれてまいりますので、そ こはちょっと長く取って11月末ぐらいまで受付を行いたいと考えておるところでございます。

〇議長(上田利治君)

岩下孝嗣君。

〇9番(岩下孝嗣君)

コロナが始まる前の時期といえば、具体的にいったら、これはいつになるんですかね、それと、今度申告をした。今度申告する場合は昨年応援券があって飲食業にも大分好影響があったというふうに聞いておりますが、これは該当になりますか。

〇議長(上田利治君)

日高企画商工課長。

〇企画商工課長(日高大助君)

いつの分と比較をするかということでございますが、例えば、個人さんの場合につきましては、令和2年分が最新の確定申告になろうかと思います。比較対象する確定申告につきま

しては、その前年、令和元年分であれば、コロナが世界的には発生はしておりますが、まだ 日本にはほぼ入ってきていなかったということで影響はないということで、その分と令和元 年と令和2年分を比較するということでなるかと思います。

ふるさととか、応援券も発行をしたところですが、飲食業の緊急支援事業ということでございますが、例えば、飲食業だけでなくほかのふるさと応援寄附金の返礼品として出されておられる業者さんにつきましては、全部の事業で前年と比較をして収益が下がっているかということで、飲食業だけでなくコロナの状況において飲食は下がったとしても、ほかの業態のところで業績が上がっているということで総合的に考えて、下がっていれば支援をしたいということで考えております。

〇議長(上田利治君)

ほかにございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上田利治君)

以上をもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(上田利治君)

以上をもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。議案第25号 令和3年度玄海町一般会計補正予算(第1号)は、 原案のとおり決するに賛成諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇議長(上田利治君)

起立全員と認めます。よって、本件は原案のとおり可決されました。

以上をもって本定例会4月会議に付議された案件の審議は全部終了いたしました。よって、 令和3年玄海町議会定例会4月会議はこれにて散会いたします。

午前10時39分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

玄海町議会議長

玄海町議会議員

玄海町議会議員